

(平成23年5月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

島根厚生年金 事案548

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③のうち、昭和47年12月16日から48年6月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格喪失日に係る記録を同年6月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月1日から45年4月30日まで
② 昭和46年9月1日から47年8月30日まで
③ 昭和47年11月1日から48年10月30日まで

申立期間①はC事業所（現在は、D事業所）に、申立期間②はE事業所（現在は、F事業所）に、申立期間③はA事業所に、それぞれ1年間の雇用契約で勤務した。

しかし、全ての申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間③の一部の期間を含む昭和47年6月1日から48年6月29日までの期間において、A事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間③において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる22人のうち、雇用保険の被保険者記録が確認できる18人中17人は、厚生年金保険の被保険者記録と雇用保険の被保険者記録が符合していることが確認できる上、当該17人の中には、申立人と同じ職種であったと供述する二人も含まれていることから、申立期間③当時、同事業所は、従業員について、雇用保険の被保険者期間と符合する期間を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③のうち、昭和47年12月16日から48年6月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められ

る。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の被保険者原票における申立人の昭和47年11月の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③のうち、昭和47年11月1日から同年12月16日までの期間については、前述の被保険者原票において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、当該記録はオンライン記録と一致していることから、申立人の主張を認めて当該期間の被保険者記録を訂正することはできない。

他方、申立期間③のうち、昭和48年6月30日から同年10月30日までの期間については、申立人の雇用保険の被保険者記録が無い上、B事業所の回答及び、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、当該期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる22人から聴取しても、当該期間における申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除の状況等について確認できる関係資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間③のうち、昭和48年6月30日から同年10月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③のうち、昭和48年6月30日から同年10月30日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録から、申立期間①のうち、昭和44年11月15日から45年4月29日までの期間において、申立人がC事業所に勤務していたことは確認できるが、44年5月1日から同年11月14日までの期間において、申立人が同事業所に勤務していたことは確認できない。

また、D事業所が保管する昭和44年7月20日、同年8月20日、同年10月20日、同年11月20日、同年12月20日、45年2月20日、同年3月20日及び同年4月20日の各時点におけるC事業所の人員配置表のうち、44年11月20日以降の人員配置表から、申立人が臨時従業員として同事業所に勤務していたことは推認できるが、同年10月20日以前の人員配置表に申立人の氏名は無い上、D事業所は、「昭和44年10月以前の人員配置表に申立人の記録は無く、申立人は、同年10月より以前は、当事業所で勤務していなかったのではないか。」と回答している。

さらに、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる24人から聴取しても、申立期間①における申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険

料の控除の状況等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間①のうち、昭和44年5月1日から同年11月14日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和44年5月1日から同年11月14日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

一方、申立期間①のうち、昭和44年11月15日から45年4月30日までの期間については、前述の被保険者名簿において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、当該記録はオンライン記録と一致していることから、申立人の主張を認めて当該期間の被保険者記録を訂正することはできない。

3 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録から、申立期間②のうち、昭和46年9月21日から47年3月24日までの期間において、申立人がE事業所に勤務していたことは確認できるが、46年9月1日から同年9月20日までの期間及び47年3月25日から同年8月30日までの期間において、申立人が同事業所に勤務したことが確認できない。

また、F事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、E事業所は、昭和47年3月25日を申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日として、社会保険事務所に届け出ていることが確認できる上、当該資格喪失日は、同事業所に係る申立人の雇用保険被保険者資格の喪失日（昭和47年3月24日）と符合している。

さらに、E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間②において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる30人から聴取しても、申立期間②における申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除の状況等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間②のうち、昭和46年9月1日から同年9月20日までの期間及び47年3月25日から同年8月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②のうち、昭和46年9月1日から同年9月20日までの期間及び47年3月25日から同年8月30日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

一方、申立期間②のうち、昭和46年9月21日から47年3月25日までの期間については、前述の被保険者原票において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、当該記録はオンライン記録と一致していることから、申立人の主張を認めて当該期間の被保険者記録を訂正することはできない。

島根厚生年金 事案549

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月28日から50年12月1日まで
昭和47年7月から50年11月末までの間、A社に勤務した。当該期間については、脱退手当金が支給されたと記録されているが、受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、脱退手当金を請求する書類として提出された厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示をすることとされていたところ、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証に、当該表示が確認できる。

また、申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和50年12月1日から7か月後の51年7月1日に脱退手当金の支給が決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

島根厚生年金 事案550（事案381の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月4日から51年3月30日まで

申立期間において、A事業所（現在は、B事業所）に勤務した。A事業所では、雇用保険及び厚生年金保険に加入していたはずであり、申立期間において雇用保険の被保険者記録が確認できるので、厚生年金保険にも加入していたことは間違いない。先の申立てでは、記録訂正には至らなかったが、今回、再申立てに当たり、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から、申立期間のうち、少なくとも昭和49年2月4日から同年2月25日までの期間において、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できるものの、申立人は、「私は正社員ではなく、臨時雇用として業務に従事していた。」と供述しているところ、B事業所は、「当時の関連資料は廃棄しているので、申立内容について確認することはできないが、申立人は自ら『臨時雇用』と述べていることから、現場の作業員であったと思われる。当時、現場の作業員については、厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料の控除も行っていなかった。作業員から要望があった場合、雇用保険に加入させることはあった。」と回答していること、ii) 申立人が名前を挙げた4人の同僚のうち、供述が得られた一人は、「申立人は作業員であった。当時作業員は日々雇い入れで、厚生年金保険に加入していなかった。私は国民年金に加入していたので、申立人も加入しているとすれば、厚生年金保険ではなく国民年金に加入していたと思う。」と供述しているところ、オンライン記録から、当該同僚は申立期間において国民年金に加入していることが確認できること、iii) A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる18人の同僚のうち、供述が得られた12人は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立期間における申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について供述を得ることができないこと、iv) 前述の被保険者原

票に、申立期間において申立人及び申立人が名前を挙げた前述の4人の同僚の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらないこと、v) 申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことなどから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年5月12日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人が提出した雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答票から、前述のi) のとおり、申立期間のうち、昭和49年2月4日から同年2月25日までの期間において、申立人がA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該資料から、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情はうかがえない。

また、B事業所は、「出先の事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなく、作業員の雇用形態は現地雇用の日雇いであり、本人の希望により、雇用保険及び特定業種健康保険組合に加入させることはあっても、厚生年金保険には加入させていなかった。申立人は自身の雇用形態を『臨時雇用』と述べており、当事業所においても、申立人については、雇用保険の加入記録しか確認できないことから、厚生年金保険に加入させていなかったと思われる。」と、前述のi) の回答と同様の旨を回答している。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。